

西鉄チャレンジ基金のご案内

西鉄チャレンジ基金とは



行政の助成手当である『**児童扶養手当**(※)』を受給している家庭を対象にした APCC 独自の支援制度です。「より多くの福岡の子どもたちに異文化交流の機会を提供したい」という趣旨に沿って、西日本鉄道株式会社様のご支援により設立されました。

派遣事業の**プログラム参加料の一部**がこの基金より援助されます。

※児童扶養手当とは？

父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

その目的は、母子家庭・父子家庭等の生活安定を図り、自立を促進することにあります。

0歳～中学校修了までの子を養育している保護者に支給される『児童手当』とは異なりますのでご注意ください。

【参考】福岡県 HP… <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jidoufuyouteate-23.html>

支援の対象となる方

以下の(1)～(7)の全てに該当する方

- (1) 行政の助成手当である「**児童扶養手当**」を受給しているひとり親家庭などのお子さま（小学4年～高校3年生）で、**参加者本人が事業の参加に意欲的であること**（手当の受給額による制限はありません。）
- (2) 別紙の募集要項に記載の応募条件・応募資格を満たしている方
- (3) 裏面の注意事項を理解し、すべての項目に同意できる方
- (4) 11月12日（日）の春休みミッションプロジェクト団員保護者向け説明会に必ず出席できる方
※説明会には参加希望者と保護者の参加が必須です。遅刻・早退は認められません。（必ず事前予約をお願いします。）
- (5) 参加決定後、12月17日（日）午前に行われる説明会に参加できる方（保護者のみ）
- (6) 参加決定後、「児童扶養手当証書」（有効期限が平成30年7月まで）のコピーを提出できる方
- (7) これまでに APCC ミッションプロジェクトに西鉄チャレンジ基金を利用して参加した経験がない方

※できるだけ多くの児童扶養手当を受給されている家庭のお子さまに、西鉄チャレンジ基金を利用し、ミッションプロジェクトを通して異文化交流へチャレンジしていただきたいと思っております。その為、西鉄チャレンジ基金を利用しての参加は1回限りとさせていただきます。

参加者にご負担いただく金額と基金から支援される費用

自己負担金額

- プログラム参加料 30,000 円
- 渡航に際して必要な査証（ビザ）代金 別紙募集要項をご確認ください
- パスポート取得にかかる諸経費 12歳未満 6,000 円/12歳以上 11,000 円
- APCC T シャツ（ユニフォーム） 1,000 円/1 枚
- 海外旅行傷害保険料 約 5,000 円～約 10,000 円
- 派遣団活動費 約 500 円

※その他、APCC 主催の各種研修会等の送迎にかかる交通費や、個人の持ち物（スーツケース代）なども自己負担となります。

基金から支援される費用

- 料金表に記載のあるプログラム参加料と上記の自己負担額（プログラム参加料）30,000 円の差額

例：タイ（バンコク）

12歳以上) 108,000 円 (別紙プログラム参加料) - 30,000 円 (自己負担分プログラム参加料) = 78,000 円が支援されます。

※別紙募集要項の派遣予定国・日程および料金表をご覧ください。

※貴重な基金ですので事前・事後の研修を含め、意欲的に事業に参加してください。

ご注意いただきたいこと

- (1) 西鉄チャレンジ基金を利用してお申込みの場合は専用の申込用紙にご記入ください。
- (2) 西鉄チャレンジ基金は、「**児童扶養手当**」を受給している家庭を対象とした支援です。
「児童手当」とは異なりますのでご注意ください。
- (3) APCC の育成プログラムである「**ウイングキッズプログラム 10 期生**」は西鉄チャレンジ基金の対象となりません。
- (4) 西鉄チャレンジ基金枠の定員は各派遣国、若干名となりますので、応募者多数の場合は選考となります。
- (5) 派遣国の希望はお受けできません。
*「西鉄チャレンジ基金」は、より多くの福岡の子ども達に異文化交流の機会を提供したいとの目的で西日本鉄道(株)様よりご支援いただいております。派遣国にこだわらず「異文化交流にチャレンジ」していただく事を重要視していますので、この基金を利用してお申し込みの場合、派遣国を希望することはできません。
*派遣先の希望がある場合は、一般枠でお申込みいただくことも可能です。
その場合は正規のプログラム参加料をご負担いただけます。また、「一般」と「西鉄チャレンジ基金」で同時応募はできません。
- (6) 選考の結果、西鉄チャレンジ基金を利用しての参加が決まった方は、保護者対象の決定後の説明会 **12月17日(日) 午前開催** (30分程度) への参加が必須となります。
参加いただけない方は西鉄チャレンジ基金の対象外となります。
- (7) 参加決定後、「**児童扶養手当証書** (有効期限が平成 30 年 7 月まで)」のコピーを提出していただきます。
- (8) やむを得ない事情がない限り、事前事後の研修のすべてに参加していただきます。
- (9) 決定後のキャンセルは、受け付けておりません。
- (10) 児童扶養手当の受給資格を喪失した場合は、西鉄チャレンジ基金の対象とはなりません。

西鉄チャレンジ基金受給資格の喪失に関して

- (1) 「**児童扶養手当証書**」のコピーを提出期日 (12 月下旬頃) までに提出できない場合
- (2) 児童扶養手当の受給資格を喪失した場合
- (3) 決定後の説明会【12月17日(日) 午前】に参加できない場合
- (4) 当団体が行う事前・事後の研修を欠席した場合
- (5) 提出物の遅延など、プログラムの運営に支障をきたす場合
- (6) 参加者本人に意欲的に参加する姿勢が見られない場合

※その他、西鉄チャレンジ基金受給対象者としてふさわしくないと APCC 実行委員会が判断した場合には、資格を取り消すことがあります。

参加した団員、保護者の感想

- ・Yes/No をハッキリ言わないと自分の気持ちが通じないと学びました。
「何事にも積極的にチャレンジして失敗を恐れずトライする！」そういう気持ちの強さを身につけていきたい。そして僕も、Yes/No をハッキリ言える人間になりたいです！(中 1・男子)
- ・内気で主張することのなかった息子が帰国後は現地での様子をシンプルに伝えることができるようになり、短期間での成長に驚きました！(保護者)
- ・言葉が通じなくても積極的に会話しようとするれば通じることがわかった。簡単な英語でも知っていたら会話がスムーズになることがわかった。習っている英語を頑張ってまた海外に行きたいです！(小 4・男子)
- ・この経験をさせていただいたことで、こどもの人生に「新しい選択肢」が増えたのではないかと思います。なかなかできない体験のチャンスをいただけて本当に感謝しています。(保護者)